【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条　において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（改正前）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（二　新設）

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（四　新設）

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（改正前）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

（改正前）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

（三　新設）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

（改正後）

（その発行者　が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

（改正前）

（その発行者である会社が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（その発行者である会社が上場会社等となる有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

（三　削除）

（改正前）

（対象有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百九十条の二第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されているもの

三　第一号に掲げる有価証券の発行者である会社の発行する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されていないもの

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】

（改正後）

（対象有価証券の範囲）

**第二十七条の二**　法第百九十条の二第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されているもの

三　第一号に掲げる有価証券の発行者である会社の発行する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されていないもの

（改正前）

（対象有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百九十条の二第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されているもの

三　第一号に掲げる有価証券の発行者である会社の発行する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されていないもの

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

（対象有価証券の範囲）

**第二十七条**　法第百九十条の二第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されているもの

三　第一号に掲げる有価証券の発行者である会社の発行する法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されていないもの

（改正前）

（新設）